**小児治験ネットワーク治験事務局における**

**治験に関する事務手続き業務代行の権限者一覧**

小児治験ネットワークにおける治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書の適用となる治験手続きについて、実施医療機関の長及び小児治験ネットワーク中央治験審査委員会委員長が作成・交付・受領・保存・破棄する治験関連文書の業務を、教育を修了した下記に構成される実務担当者に業務代行の権限を与える。

実務担当者が異動及び退職等により、その職務から外れる場合は、当該日をもって代行権限を解くこととする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実務担当者氏名 | 業務代行の範囲 | 当該手順書に関する教育修了日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
|  | □医療機関の長の業務  □中央治験審査委員会委員長の業務 | 年　　 月 　　日 |
| 備考； | | |

作成日　　　　　年　　月　　日

実施医療機関の長（代行）

国立研究開発法人国立成育医療研究センター　理事長